

第 2 回 松田町自治基本条例（仮称）審議会 議事録

1. 日 時 平成 28 年 7 月 23 日（土）13:30～15:30
2. 場 所 役場 4 階 A B 会議室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり（秋田谷委員、足立委員欠席）
事務局：政策推進課（吉田課長、柳澤係長、重野主査、出口主任主事）
4. 配付資料
 - ・次第
 - ・出席者名簿（資料 1）
 - ・第 1 回審議会議事録（資料 2）
 - ・第 1 回審議会レビュー（資料 3）
 - ・松田町自治基本条例（仮称）の理念について（資料 4）
 - ・自治基本条例 構成一覧表（参考資料）

【概要】

司会進行（吉田課長）

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 議事

1 第 1 回審議会レビュー

【事務局】前回の議事録として資料 2 となりますが、資料としては 20 頁となりまして、それを要約したものを資料 3 として提示させていただいております。

順に説明しますと、委員に関することとして、会長を日詰氏、副会長を菅谷氏にお願いすることとしました。

また先程、紹介をいたしました、女性に参加していただきたいというご発言がございましたので、女性委員を追加することとしました。

また、条例の内容に関することについては、本会議におきましては盛り込む内容（骨子）を検討する場とする、また、18 歳の投票権が若い世代に与えられたことを踏まえ、最新の自治基本条例としたいということ、そして、当町なりの役割分担の内容を定めたものとしたいと。

そこで、条文をいくつか前回にご説明させていただきましたけれども、親しみやすい表現、口語調の条例も検討すべきこととしております。

また、審議会に関することとして、原則公開ということで、傍聴等の希望がある場合は、「可とする」としております。

先程と重複しますが、審議会におきましては最低限盛り込むべき内容、理念等を定め、それに沿った形で答申を出すということ、今回は第 2 回目となりますが、前回、次回の議論の内容は、基本的な策定の方針であったり、理念を検討する場とすることとしたところです。

その他として、条例制定を契機に、町民参加型で町が活性化するようにできないかと。また、町民の方々と条例と一緒に作っていきこうという機運を醸成しなければならない。また、行政と住民との信頼関係に立った条例としたい。

そして、町民の皆様により分かり易い条例とするため、中身を細分化することも検討しなければならない。

第1回会議の際に、委員より資料提供のございました北海道のニセコ町の事例については、各委員に所感を述べていただきたいということ。

町側が条例におきまして本気になって作成に向けて作業を進めていることをアピールした方が良いのではないかとということ。

そして、まだまだ制定の初期段階であります、こうした段階から町民の方々に周知をし、ご参加を頂く中で、町民の方が主体的に意見を言えるような場を提供していくことということ。

また、今、まさに条例づくりが始められようとしておりますが、そういう方々が、どのように関わっていくかを実体験できる機会を創出していくことを事務局に求められております。

資料裏面に移り、制定までに一定の時間をかけることということで、会長からは1~2年程度かかるのではないかとのご意見をいただいております。

また、本会の議論を促すために、場合によっては委員の方々に検討事項等を課すことも必要ではないかとということ。

さらに、前回、子どもに関する条文もご説明しましたが、次代の子ども達に繋げるような条例の中身を検討しなければならないとされました。

そして、その関連事項として、条例等を学校の課外授業や授業とまではいかないとしても、触れ合うような機会を創出すべきではないのかといったこと。

これらの意見として述べられており、要旨的なものを事務局の中で整理したものが本レビューになります。

【会 長】ありがとうございました。

只今、資料2の議事録を要約したものを資料3ということで説明頂きました。

皆様から、ご質問とか補足などが、もしあるようでしたらご指摘いただければと思います。宜しいですか。

【各委員】特に意見等はなし。

【会 長】ありがとうございました。

それでは議事録の中にもございましたが、前回、委員から資料を頂戴した北海道ニセコ町の事例につきまして、私も読んでみまして、非常に素晴らしいなと思いました。

本件について、時間を頂戴し、意見交換をできればと思っております。

【事務局】委員より、所感をまとめたペーパーを先に、事務局にご提出頂いた委員様がおられます。

宜しければ、本紙を配付させて頂いてもよいでしょうか。

(提出委員より、ご了解を頂く)

【会 長】では、配布の上、委員にあっては、ご発言頂いて宜しいでしょうか。

【委 員】要旨は3点程ありまして、まず1点目。

主権者である住民の行動がまちをつくること(住民の行動に対応したまちの姿となる)。

よって、主権の(主体的又は他動的)行動によって町の姿が決まる(町の姿は主権者を反映する)。

2点目は、改めて個々の住民が居て地域が形成され、町が作られていることを実感した。町があり地域があって、その上で住民がいることでは無いということ。

3点目。町長の強い自治への想いをもったリーダーシップによって、行政の変革と住民参加が推進されたが、これを契機として、住民の主体的な活動が活性化され、ニセコ町のまちづくりが進展しており、まちを誇りに思っている町民が8割に達しているという結果が出ており、改めて個々の住民が居て地域が形成され、町が創られていることを実感したところであります。

【会 長】ありがとうございました。その他にいかがでしょうか。

委員からご発言を頂きましたが、こういった事を確認できれば、条例への反映に大変参考になりますし、今後の取組みもが生かせるのではないかと感じます。

【委 員】ニセコ町は、戦後に450haの土地を有島武郎によって全小作人に開放している。

そこで小作人達は生産組合を設立して、自身で土地を守るという考え方が生まれ、自分達の土地を守ろうとする気持ちが重要だと気付いている。

こうした気持ちを底辺に、まちづくりを推進しようと思ってきたが、これこそ、真の民主主義だという感じである。

それが条例になってしまうと、条文に書いてあるような形になってしまいます。

本当に住民が自分たちの町をつくるという考え方、お願いする行政とか、批判の対象が上から目線の住民とか、そういう関係ではなくて、本当に一緒になって、つくっていくものであると思う。

先程、事務局に当町の面積をお聞きしましたが、市街化区域が189haとのことですので、約2倍以上の土地がニセコ町では小作人の開放されている。

【会 長】はい、ありがとうございました。

今、委員の話したことが本当に3行しかないのですね。3頁目の下から8行目に書いてありまして、有島武郎の相互扶助の精神を引き継いだということですね。

静岡県掛川市にも、そういうものがあって、これらに通じるものがあるではないかと思っております。

そういう意味では、みんなで内容を作っていくことは松田町でも出て来るのではないかと思います。他に御意見ありますでしょうか。

【委 員】ニセコ町資料の2頁に記載がありますが、「ニセコ町のまちづくり基本条例とは」で原則となっている「町民と行政との情報の共有」「行政の透明化の確保」「住民主体の行政の実現」が重要であると思えます。

最後の頁の下から8行目の「行政は奪った自治を住民に返し、住民が我慢できる限界まで行政サービスを縮小し、最小の経費で自治体運営を行う」と書かれておりますが、既に当町は最小での自治体運営を行っているおり、住民も我慢の限界まで来ていると思う。

また、総合計画の基本構想と自治基本条例の位置付けに関する質問であります。本条例は、総合計画の上位になるのか、それとも下になるのか、そのあたりが分からないので教えていただければと思います。

【事務局】総合計画は今まで、議会議決事項となっておりますが、法改正に伴いその議決事項が無くなりました。

総合計画をどうするのかということは、自治基本条例の中で総合計画は町の指針であるということ謳い、総合計画が町の指針であることは、この自治基本条例の中で定めていきたいと考えています。

- 【会 長】**地方自治法の改正に伴い、従来は地方自治法の中で基礎自治体の作る総合計画に関して、総合計画という言葉ではなくて基本構想となっています。
- 総合計画は通常、基本構想・基本計画・実施計画という構成であり、基本構想に関しては議決事項となっておりましたが廃止されたことから、今は基礎自治体で総合計画、基本構想を作る義務はなくなりました。
- 全国の状況を拝見しますと、おそらく95%ぐらいの自治体では基本構想を作っています。ただ、基本構想・基本計画という体系にするかについての違いが出ておまして、基本構想というのは非常に抽象的なもので30年ぐらい変えなくてもよいのではという考え方もありますし、変更等があるときは基本計画を変えればよいのだという考え方もあり、ですので、今は千差万別の対応ができるようになっている。
- それから、その基本構想・基本計画のどこまでを議決事項とするのかということについては各自治体で異なりまして、場合によっては基本構想だけというところや、基本構想と基本計画を含めて、自治基本条例に盛り込んで対応していきたいと町として考えているところもあります。
- その辺りを今後の審議会の中で議論すべきと思っておりますが、その他、条例の体系と計画の体系とございますので、基本的には総合計画というのは、総合計画の下に分野別計画につながる体系となっています。
- 条例の体系は計画と違いますけれども、自治基本条例がありまして、その下に個別の条例となる体系を作ることになります。
- 【副会長】**国の方の指導で、確か平成22年ごろに国の方の方針で変わり、総合計画が議決案件では無くなった。
- 団体自治と住民自治の中で、どうしても住民自治が遅れている現状があります。議会に居る者は知っていたが、一般町民にはそんな話はしていない。
- ですので、総合計画が最上位計画としてインプットしてしまうと、計画自体はいいのですが、実際に中身は町長によって変わることは多分にある。
- そういうことが起こらないように住民との情報の共有は大切である。
- このため住民自治の方が遅れてしまっている。
- 【会 長】**2000年になってから地方分権に向けての舵きりが始まったことが契機である。
- これまでの上下主従関係、それから県・市町の上下主従関係というものを取り壊して、お互いに協力体制に移り変えていこうというのが、地方分権の原点となった訳ですが、こういう状況の中で、国の地方に対する関わり方を緩めるというのが地方分権の考え方になります。
- よって、自治体側でこれから行うべきものを自ら決定しなければならない状況が生まれ、こうした背景のもと、実際の基本的な運営方針を条例化しようという流れが、最終的に2000年以降に自治基本条例という形として生まれた。
- そういう意味では、一番上の部分を条例という形で作っていくことになるわけで、自治体の憲法とか、自治体の最高規範とかいった形になります。
- このような理解でよろしいでしょうか。
- 【副会長】**単純にいうと、総合計画という表現がなくなりましたよね。
- まちづくりアクションプログラムという名前が変わってきて、総合計画という表現が弱まっている。
- 【会 長】**総合計画の策定の道筋を示せればと思います。

そこには、前日も議論しましたが、町民参加で作る。

では、どのような形式で町民参加を実現するのかという内容を盛り込む必要があると思います。

そこまで、盛り込まないとすれば、任意規定を作って進めても良いと思われれます。

2 松田町自治基本条例（仮称）の理念について

【事務局】 第2回目会議は、条例の理念を議題にする場でございます。

議論の範囲が非常に広範囲に渡る可能性がありますので、資料4を提供させていただきます。まず、他団体において理念は、条例の第1条の前文という形で書いてあるケースが多くなっています。

よって、後程説明を申し上げますが、前回にも県内3団体を事例として取り上げましたが、川崎市、大和市、山北町の、各市町の前文と解説を示しております。

この前文は、条例の理念を強調し、その後の条文の理解を深めるため作成されており、大変重要な箇所であります。

当町では、条例をこれから作ろうという段階でありますので、その素材となり得るものは何であろうかと考えた際、思い付いた1つが松田町民憲章です。

これは、平成元年、つまり町制施行80周年の時に制定したものと聞いております。

町民憲章は、その時点において、町がどういったまちづくりをしたいのかといったことが明記されておりますので提示させて頂くものです。

当然、時は流れておりますので、80周年の時と今とは違うかもしれませんが、検証の素材として活用できるのではないかと考えられます。

前文の構成は、前半に条例を定めるにあたっての町の背景等を示し、後半で今後、どういったまちづくりを目指していくのかについて記載されているのが一般的です。

これより、条文のキーワードを委員の皆様方から頂戴するかと思いますが、参考市町村の前文にて確認させていただきます。

（資料4により川崎市・大和市・山北町の前文を説明）

【会長】 まちづくりの理念の考え方について、子どもたちの意見等を踏まえて、皆様のご意見を頂ければと思います。

【委員】 当町は良い環境を持っているので、町の良い部分を最大限に引き出しこと。

町がどんなまちであるかが分かり、住んでみたいまちと思えるようなところが示せれば良いのではないかとされる。

そこで、町長の話す子育てに優しい、福祉が充実している、おもてなしの心を持っているといったところは大切である。

他の市町とは、違った憲章にしても良いのではないかとする。

【委員】 町民が主権者となって何をするのかを示せればと考える。

町民一生活者・主権者としての考え方を示す。

広く情報発信が必要である。

町の目標としては「住み続けられるまち」としてはどうか。

策定済団体を見ると構成が同一でありことから、当町では、町民の目線も踏まえた条例としていきたい。

【会長】 ありがとうございます。

今までの条例構成は、どちらかという行政組織を縛る形で作ることが主でありました。

これを町民・町長・職員の方々の役割・責務とかいう形で作っておりますが、例えば、町民の権利と責務となる場合、「責務」という言葉が馴染むのかどうかということもあります。

今のお話しですと、生活者としての町民の目線から見たときの自治基本条例や、条例のあり方を見た時に、もちろん役割もあるし、もう一方で、生活の糧のために、働かなければならない側面もあり、生活者としての町民としての役割とか、義務・責務等について考えてみることも一考である。

策定視点を町民目線とすることは、新しい取り組みになると考えている。

【委員】町民の関心がないのではないか。

本日の会長の講演会にどの位の人が出席するのかが試金石であると思う。

前文は、理念を書くのではなくて、何故、自治基本条例のような条例を作るのかといった策定の意図のようなものを示すべきではないか。

要するに、本当に住民がまちづくりに関心を持てるよう、条例をつくってどうするのかを検討してはどうか。

【会長】前文の中に、何故、自治基本条例が必要であるかを入れ込むということですね。

他に御意見ありますでしょうか。

【委員】子どもたちのことも考えたいが、子ども会1つをとっても、子どもは参加しても、その親の世代の熱意・熱気が足りていない人が増えてきているのではないかと感じる。

30から50代の人々が元気にならないと熱意は上がらないと思うので、本当に「町が好きですか」のような問いかけも必要では。

逆説的に呼びかけるような感じもあるのかなと思っている。

子どもたちの原風景を守りたいという気持ちがあるので、町で生まれた子供たちが大人になるまで原風景を持っていたら、町に住み続けたり、仮に転出しても、町の原風景は持っていると思うので、そういった感じが良いのではないか。

【会長】ソフトな感じで、理解しやすいものとして、テイストの違ったものを作成してはどうか。

条例も既存のものと違ったものをつくることで画期的なものとなるのではないかと思う。

【委員】基礎になるもの（コミュニティー家庭一人）の視点を変えて、少し間口を広げた議論・まとめを行った方が新しい条例となるのかなと思っており、そうでないとこれまでと同じものが出来上がるだけになってしまう。

新しい視点でものを考えた場合には、お互いにどういうところを共通するかを見出さないといけないのかなと感じる。

そうしたところから入ってもいいのかなと。

【会長】条文と聞いてしまいますと、堅苦しい感じとなってしまいます。

法体系の形をとる以上は仕方がないところでもありますが、そこに血の通ったものとする方法として、個人を大切にすまちとしていくことが大切である。

【委員】町民の責務は書く必要があるのか。

子どもたちの思いに残るものとして、夢を描きながら示していくことはどうか。

町に住んでいるからこそ、土地に対する愛着や町の暖かさは感じている。

【会長】静岡県静岡市でも、自治基本条例策定の中で、市民の義務・責務の表現についてのやりとり・検討を行い、条例の形式よりも、中身の議論を行っていくことが大切である。

これから大事なことは、皆さんで作り、皆さんに幸せになって頂きたいということ。

【委員】自治基本条例のキーワードの中に、「子どものふるさとを取り戻す・創る」といった表

現は必要だと思う。

- 【委員】ビジョンとして根本をハッキリさせる必要がある。
住む人々に分かりやすい表現で示すことが良いと思う。
- 【委員】事務局には、近隣2市5町の前文を集めて頂き、議論が出来ればとよいと考える。
- 【会長】大きな枠組みを示し、具体には逐条解説や個別条例で示していく。
また、開成町のような条例名称のように特徴的なものとしてはどうか。
- 【委員】親しみやすい表現で行うことは良いと考える。
- 【会長】子ども連れ、地域の人々が誇りを持って住み続けられることが大切である。
- 【委員】次代を担う子どもたちの意見を大切にしたい。
個人的にも松田愛、地元愛は持っている。
- 【委員】これまでの取り組みへの反省をし、松田町として必要なもの、町の方向性を協議していくべきである。
- 【委員】策定を通じ、行政・議員・町民にも、町民力の向上に向けて、発破をかけたい。
- 【会長】本日の議論で、今日は事務局の方でも審議会の議論を踏まえて書いていくということで、前文に相当するようなところで、色々なキーワードを出していただくということで、色々な方からご意見を頂戴できたと思います。
- ◎松田町独自で、町の良さを表現できる条文
 - ◎文言の中に生活をする町民の想いがうまく汲み取れるような血の通った条文
 - ◎松田町で生まれて育った子どもたちのふるさとを取り戻す・創り出す
 - ◎硬い表現ではなく、やわらかく、しなやかな条文、ある程度の汎用さを持った表現
 - ◎町の良い表現を使う
 - ◎町制 80 周年(町民憲章等)の松田町の歴史性を踏まえた文言
- については、原案ではないのですが、皆さんが考える前文を作ってみてはどうでしょうか。
委員の皆様から意見を頂戴しておりますので、それを大事にしながら条文の構成やどのようにやっていけばよいのかという話しにつなげていきたいと思えます。
- については、事務局には、近隣2市5町の条例を収集・整理をお願いしたい。
この後の講演会で話そうかとも思ったのですが、実は自治基本条例の制定率は全国で神奈川県が1番で最も高い。
そういった意味では、神奈川県内の町レベルのものは参考にもなりますし、他のところで面白そうなものがあれば、調整をさせていただいて、そうしたもののなかで構成等についての検討をしていただければと思います、
- 【事務局】より具体的に、細かな参考となる事例があれば提示させていただきます。
- 【副会長】これからの子どもたちのふるさとづくりとともに、子どもへの贈り物として残したい。
町の歴史や自然を、次代を担う子どもたちに託すものとしてみてもよいのかと思う。

4. その他

- ・特になし

5. 閉会